

# 千葉県印旛郡市少年野球連盟

## 規 程

### <改定内容>

#### 1. 役員（理事）定数規程

##### (1) 「1. 役員定数の基準」

「役員は、地区（市町村）の登録チーム数により選出する。」の内、下線部分を削除する。

##### (2) 「6. 付 則」

「(4) 本規程は平成23年2月26日より適用する。」を追記する。

#### 2. 地区選抜代表チーム選出規程

##### (1) 「1. 地区選抜チーム（出場枠）の基準」

① 「地区選抜チームは地区（市町村）の登録チーム数により選出する。」の内、下線部分を削除する。

② 「(3) 地区の登録チームが7チーム」に「・・・7チーム以上・・・」の下線部分を追記する。

##### (2) 「5. 付 則」

「(4) 本規程は平成23年2月26日より適用する。」を追記する。

# 役員(理事)定数規程

本連盟の役員(理事)は、規約第9条及び第36条並びに規則2-(1)に基づき、以下のとおりの定数とする。

## 1. 役員定数の基準

役員は、地区(市町)の登録チーム数により選出する。

- |                            |       |    |
|----------------------------|-------|----|
| (1) 地区の登録チームが2チーム以上で3チーム以下 | ..... | 1名 |
| (2) 地区の登録チームが4チーム以上で6チーム以下 | ..... | 2名 |
| (3) 地区の登録チームが7チーム以上        | ..... | 3名 |

## 2. 役員定数の基準外

次の者は役員定数の基準外とする。

- |                     |       |     |
|---------------------|-------|-----|
| (1) 会長              | ..... | 1名  |
| (2) 顧問、参与           | ..... | 若干名 |
| (3) 会長が推薦し理事会で承認した者 | ..... | 若干名 |

## 3. 役員定数の変更

役員の任期が2年であるため、役員定数の変更及び見直しは役員改選年の新登録チーム数で行う。

## 4. 役員定数に基づく選考

役員は、役員定数の基準に基づき各地区で選考のうえ理事会に役員候補者を推薦し総会で決定する。

## 5. 規程の改正

本規程の改正は理事会で決定し総会に報告する。

## 6. 付 則

- (1) 本規程は平成3年3月3日より適用する。
- (2) 本規程は平成15年3月9日より適用する。
- (3) 本規程は平成20年4月20日より適用する。
- (4) 本規程は平成23年2月26日より適用する。

# 地区選抜代表チーム選出規程

本連盟は、規約第36条並びに規則6-(1)に基づき、以下のとおり地区代表チーム(出場枠)を選抜する。

## 1. 地区選抜チーム(出場枠)の基準

地区選抜チームは地区(市町)の登録チーム数により選出する。

- |                            |       |      |
|----------------------------|-------|------|
| (1) 地区の登録チームが2チーム以上で3チーム以下 | ..... | 1チーム |
| (2) 地区の登録チームが4チーム以上で6チーム以下 | ..... | 2チーム |
| (3) 地区の登録チームが7チーム以上        | ..... | 3チーム |

## 2. 地区選抜チームの変更

- (1) 地区選抜チームの変更は、登録チーム数により毎年行う。
- (2) 変更は、関係団体(県連盟・県協会)の登録締切日(毎年3月末日)までに本連盟に登録のあったチーム数により行う。
- (3) 変更は、理事会で協議のうえ総会で決定する。

## 3. 地区選抜チームの選出

代表選抜チームの選出は、各地区に一任するが各大会の2週間前に代表者会議(大会抽選会)が行われるので、各地区は代表チームをその期日までに決定する。

## 4. 規程の改正

本規程の改正は理事会で決定し総会に報告する。

## 5. 付 則

- (1) 本規程は平成3年3月3日より適用する。
- (2) 本規程は平成15年3月9日より適用する。
- (3) 本規程は平成20年4月20日より適用する。
- (4) 本規程は平成23年2月26日より適用する。

# 慶 弔 規 程

連盟関係者の慶祝・見舞い・弔慰のために本連盟は、規約第36条及び規則6－(18)に基づき、以下のとおり祝金・見舞金・弔慰金を役員及び登録チームの選手、指導者とその家族に連盟の総意として支給する。

## 1. 祝 金

- (1) 本連盟の登録チームが全国大会・関東大会に出場したとき …………… 1万円
- (2) 本連盟の登録チームが全国大会・関東大会で優勝したとき …………… 2万円
- (3) 本連盟の登録チームが県大会（千葉日報杯・ろうきん旗・ロッテ旗）で優勝したとき …………… 1万円

## 2. 見 舞 金

- (1) 本連盟登録チームの選手、指導者、大会役員が本連盟の大会中或いは関係団体（県連盟・県協会）の大会中に負傷・疾病で長期にわたって入院したとき …………… 5千円

## 3. 弔 慰 金

- (1) 本連盟登録チームの選手が、本連盟の大会中或いは関係団体（県連盟・県協会）の大会中に死亡したとき …………… 1万円
- (2) 本連盟登録の指導者及び関係団体（県連盟・県協会）の役員本人が死亡したとき …………… 1万円
- (3) 本連盟登録チームの指導者及び関係団体（県連盟・県協会）役員の配偶者・父母・実子が死亡したとき …………… 5千円

## 4. 慶弔の確認

本連盟登録チームの代表者（監督）は、慶祝・見舞い・弔慰の事実が判明したときは、地区の連盟役員（理事）に連絡するとともに確認の書面（挨拶状・診断書等）を会長に提出する。

## 5. 返礼禁止

本連盟は慶祝・見舞い・弔慰に対する一切の返礼を禁止する。

## 6. 規程の改正

本規程の改正は理事会で決定し総会に報告する。

## 7. 付 則

- (1) 本規程は平成3年3月3日より適用する。
- (2) 本規程は平成15年3月9日より適用する。
- (3) 本規程は平成20年4月20日より適用する。

## 連盟統一ユニホーム貸与規程

本連盟は、規約第36条並びに規則6-(19)に基づき、以下のとおり連盟作成の統一ユニホーム貸与にあたっての規程を定める。

- 1 本連盟を代表しての対外試合（千葉県地域対抗6年生選抜大会等）には、連盟作成の統一ユニホームを着用するが、必要の都度、管理、保管の事務局がこれを貸与する。
- 2 大会参加の地区等（連盟代表チーム）には、当該地区選出の理事を通して貸与する。当該地区の理事は、事務局より渡された「別紙、貸与・返納リスト表」に基づき、数量等確認のうえ借り受ける。
- 3 借り受けた当該地区理事は、大会参加のチーム責任者（監督等）に「別紙、貸与・返納リスト表」とともに貸与品を手渡す。
- 4 使用したユニホーム等は、大会後に当該地区理事が大会参加のチーム責任者（監督等）から「別紙、貸与・返納リスト表」に基づき数量等確認のうえ回収する。
- 5 回収したユニホーム等は、借り受けた当該地区がクリーニング（業者依頼）等を行い、「別紙、貸与・返納リスト表」とともに事務局に返納する（クリーニング代は当該地区負担）。
- 6 返納の際、貸与したユニホーム等に亡失、破損等があった場合は、必ず当該地区理事がその旨を事務局に報告する。
- 7 貸与中に亡失等があった場合、その原因を調査し地区負担の有無又は割合を理事会で協議する。
- 8 ユニホーム等は、本連盟の備品として取り扱う。備品管理台帳に登載して事務局が管理、保管する。なお、当該備品の使用耐用年数を10年と定め、毎年度減価償却を行う。
- 9 ユニホーム等とは、ユニホーム上着、帽子、ストッキング、背番号をいう。
- 10 本規程の改正は理事会で決定し総会に報告する。

### 11 付 則

- (1) 本規程は、平成22年2月27日より適用する。